

◎新潟県告示第595号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（上越地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年5月2日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）中江北部第2地区「2次」確定測量）
- 2 作業期間 平成29年4月28日から平成29年12月21日まで
- 3 作業地域 上越市大字荒屋ほか地内